

JT-60 実験棟空調機 AC-101 冷水コイル他補修工事

仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

管理部 工務課

## 目 次

### 1. 工 事 概 要

|             |   |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 1 |
| (2) 工 事 場 所 | 1 |
| (3) 工 期     | 1 |
| (4) 工 事 目 的 | 1 |
| (5) 工 事 種 目 | 1 |
| (6) 工 事 概 要 | 1 |
| (7) 設 計 図   | 1 |
| (8) 別 途 工 事 | 1 |

### 2. 工 事 仕 様

|               |   |
|---------------|---|
| (1) 共 通 仕 様   | 2 |
| (2) 特 記 仕 様   | 2 |
| ア. 一般共通事項     | 2 |
| (ア) 支給品、貸与品   | 2 |
| (イ) 管理区域作業    | 2 |
| (ウ) 提 出 書 類   | 2 |
| (エ) 設 計 変 更   | 3 |
| (オ) 下請業者等     | 3 |
| (カ) 官 庁 手 続   | 3 |
| (キ) 発生材の処分    | 3 |
| (ク) そ の 他     | 3 |
| イ. 工事種目別特記事項  |   |
| (ア) 冷水コイル補修工事 | 5 |
| (イ) 配管工事      | 5 |
| (ウ) 仮設工事      | 5 |
| (エ) 電気工事      | 5 |
| (オ) 撤去、復旧工事   | 5 |
| (カ) 発生材処分     | 5 |

### 3. 試 験 ・ 検 査

|                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 一 般 事 項         | 5 |
| (2) 試 験 ・ 検 査       | 6 |
| (3) 試 験 ・ 検 査 項 目   | 6 |
| (4) 試 験 ・ 検 査 区 分 表 | 6 |

## 1. 工事概要

|             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工 事 名 称 | JT-60 実験棟空調機 AC-101 冷水コイル他補修工事                                                                                                                                                                                                                   |
| (2) 工 事 場 所 | 茨城県那珂市向山 801 番地 1<br>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）<br>那珂フュージョン科学技術研究所<br>JT-60 実験棟 4 階設備機械室Ⅶ                                                                                                                                                 |
| (3) 工 期     | 契約日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。                                                                                                                                                                                                                       |
| (4) 工 事 目 的 | 本件は、産学共同研究開発のための供用環境の改善と老朽化対策を実施し、民間への供用を加速することを目的として、一部老朽化により破損している JT-60 実験棟空調機 AC-101-1、-2 の冷水コイル（下段）の補修を行い、冷暖房能力を復旧させるためのものである。                                                                                                              |
| (5) 工 事 種 目 | ア. 冷水コイル補修工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式<br>イ. 配管工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式<br>ウ. 仮設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式<br>エ. 電気工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式<br>オ. 撤去、復旧工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式<br>カ. 発生材処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式  |
| (6) 工 事 概 要 | ア. 冷水コイル補修工事<br>破損した AC-101-1、-2 の冷水コイル（下段）の補修を行う。<br>イ. 配管工事<br>冷水配管他の改修を行う。<br>ウ. 仮設工事<br>冷水コイル（下段）の補修、配管改修に伴う仮設工事を行う。<br>エ. 電気工事<br>冷水コイル補修工事に伴う空調機付属配線の電気工事を行う。<br>オ. 撤去、復旧工事<br>既設配管等を撤去し、再使用品については復旧工事を行う。<br>カ. 発生材処分<br>機器撤去に伴う発生材処分を行う。 |
| (7) 設 計 図   | あり（5 枚）                                                                                                                                                                                                                                          |
| (8) 別 途 工 事 | なし<br>ただし、JT-60 実験棟昇降機改修工事により 2 月上旬から 3 月下旬まで JT-60 実験棟人荷用昇降機が使用不可となる。詳細については QST 監督員と協議をするものとする。                                                                                                                                                |

## 2. 工事仕様

### (1) 共通仕様

本工事仕様書及び図面に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」及び「公共建築設備工事標準図（最新版）」によるものとする。

### (2) 特記仕様

#### ア. 一般共通事項

#### (ア) 支給品、貸与品

##### A. 支給品

無償にて次を支給する。ただし、(A)、(B) 使用については承諾を得ること。

(A) 工事用電力

(B) 工事用水

(C) ゲート弁 JIS10K 65A 2 個

(D) ゲート弁 JIS10K 80A 2 個

##### B. 貸与品

無償にて次を貸与する。

(A) 下小屋、材料置場等の敷地

ただし、下小屋、材料置場等の設置については、あらかじめ QST 監督員と打合せ、承諾を得るものとする。

(B) 既設竣工図面（必要に応じ）

(C) 個人線量計（放射線業務従事者の指定を受けた者のみ）

※支給品及び貸与品については、契約条項のとおりとする。なお、QST が支給品及び貸与品の所在地の確認を求めた場合は、受注者はこれに協力するものとし、紛失等の異常時には速やかに報告することとする。

#### (イ) 管理区域作業

あり

#### (ウ) 提出書類

A. 工事日報（那珂フュージョン科学技術研究所の様式）・・・・・・ 1 部

##### B. 竣工図書

工事が竣工した際に作成する竣工図は以下のとおりとする。

ただし、工事内容又は工事規模により作成要領が異なる場合があるため、QST 監督員と打ち合わせるものとする。

(A) 竣工図（簡易製本）・・・・・・ 1 部

i 設計図に準じた図面等（機器仕様表を含む）とし、構成は下記とする。

- ・目次（那珂フュージョン科学技術研究所の様式）
- ・工事概要
- ・竣工図
- ・機器完成図
- ・機器取扱説明書
- ・その他

ii 製本サイズは、A4 版とする。

iii 装丁は、簡易製本として表紙に工事名称等を記入する。

(B) 竣工図（金文字製本）・・・・・・ 3 部

i 承認された竣工図（簡易製本）と同様とする。

ii 製本サイズは、A4 版とする。

iii 装丁は、原則として黒表紙に金文字で工事名称等を記入する。

- (C) 竣工 CAD データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部  
竣工図（金文字製本）と同じ内容を DWG (AUTOCAD) 形式もしくは、DXF 形式及び PDF 形式で CD（DVD 含む）に記録して提出する。
- C. 工事写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (A) 撮影箇所
- i 工事竣工後では確認困難な箇所。
  - ii 埋設される工事で、長さ、厚さ等明確な寸法で確認を要する箇所。
  - iii 設計変更の部分。
  - iv その他主要な工程あるいは QST 監督員の指示する箇所。
- (B) 写真サイズ  
原則としてカラー写真（E 版）とする。  
デジタルカメラで撮影する場合は、国土交通省が定めた「営繕工事写真撮影要領」有効画素数 100～300 万画素数程度の仕様とする。
- (C) 装丁  
写真は、撮影箇所及び作業内容を表示するとともに、表紙に工事名称等を明記したアルバムに貼付して提出する。
- D. 官庁申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要数
- E. 各種試験検査記録表類（試験検査報告書含む）・・・・ 必要数
- F. 施工図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要数
- G. 工事提出書類指示書に示す書類・・・・・・・・・・・・・・ 必要数  
提出遅延なく提出すること。
- H. 産業廃棄物管理票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 必要数
- I. その他 QST 監督員が指示するもの・・・・・・・・・・・・ 必要数
- (エ) 設計変更
- A. 設計変更が生じた場合の数量の増減に用いる工事費単価は、当初に契約した単価に基づき決定するものとする。
  - B. 新たな項目を追加した場合の工事単価は、両者協議のうえ決定するものとする。
  - C. 設計変更に関わる共通費は、設計変更により増減する直接工事費に伴い増減するものとする。
  - D. 工事数量の計算は、QST 作成の図面ないし、QST の承諾した請負業者作成の施工図及び測量図により行うものとする。
  - E. 数量は、全て製品（仕上がり）の数量（重量）による。
- (オ) 下請業者等
- A. 指定の業者あるいは品目仕様については、代替を認めない。また、各種下請業者についても必ず QST 監督員の承諾を得た者でなければならない。
  - B. 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工体制台帳及び施工体制図を QST 監督員に提出する。
- (カ) 官庁手続  
請負業者は、QST が各種検査（手続き含む）を受ける場合は、申請書及び資料（計算書等を含む）の作成及び労力の提供を含め全面的に協力しなければならない。
- (キ) 発生材の処分
- A. 発生材（撤去品等）は、金属類と建設廃棄物に仕分けして、QST 指定場所に整理し引き渡す。建設廃棄物は、法令に基づき適正に処分を行うとともに、リサイクル可能なものについてはリサイクルに努めること。産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者で行うこ

と。マニフェストに基づく伝票（A 票、D 票、E 票）を提出し QST 監督員の承諾を受けること。

(ク) その他

- A. 請負業者は、工事が竣工しても当 QST の検査に合格し、引き渡し完了するまではその工事目的物を管理しなければならない。また、その工事目的物に他の工事を行うときは、協力するものとする。
- B. 本工事は、原則として工事仕様書及び添付図面に従って施工するものであるが、些少の部分であって一切記載していない事項といえども当然必要と認められるものは、QST 監督員と協議のうえ受注者の負担において確実に施工するものとする。
- C. 本工事施工の際は、建物、地下埋設物及び室内の器物等を毀損しないように注意するとともに、万一毀損した場合は QST 監督員の指示に従って同等の材料にて速やかに復旧するものとする。
- D. 本工事に使用する材料を搬入するときは、QST 監督員の指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うものとする。
- E. 作業は、下記の規則を遵守しなければならない。
  - (A) 建築基準法
  - (B) 消防法
  - (C) 機械設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈
  - (D) 公共建築工事標準仕様書（機械設備・電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）
  - (E) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備・電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）
  - (F) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備・電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）
  - (G) 日本産業規格（J I S）
  - (H) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
  - (I) 日本電機工業会規格（J E M）
  - (J) 日本電線工業会（J C S）
  - (K) 電気技術規程（J E A C）
  - (L) グリーン購入法
  - (M) 那珂フュージョン科学技術研究所安全衛生管理規則
  - (N) 那珂フュージョン科学技術研究所放射線障害予防規程
  - (O) 那珂フュージョン科学技術研究所放射線安全取扱手引
  - (P) 那珂フュージョン科学技術研究所電気工作物保安規程・同規則
  - (Q) その他準拠すべき法令、規則
- F. QST が行う別途工事とのトラブルがないよう、QST 監督員との連絡を密にとり、工事全体の円滑な推進に協力するものとする。
- G. 工事に必要な諸手続（法令上及び所内規程）は請負業者の責任において行うこと。なお、詳細については QST 監督員と協議をするものとする。
- H. 工事で使用する機器は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に定められた基準の機器を積極的に使用するものとする。
- I. 請負業者は、安全上重要な作業等について「工事・作業安全マニュアル」に従うこと。
- J. 本工事で火気使用に当たっては、適切な防火対策を講ずること。
- K. 本工事で使用する測定機器類は、校正されたものを使用すること。

- L. 本工事の着工前には、必ず実施工程表、施工図を提出し QST 監督員の承諾を得ること。
- M. 工事の実施に当たっては、関係法令ならびに QST 内規その他関係諸規定等を遵守し、特に工事の安全には十分配慮し実施すること。
- N. 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労働安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずるとともに、災害や盗難その他の事故防止に努めること。
- O. QST の業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないよう、安全衛生管理には特に注意を払うこと。また、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、QST の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与えることに十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について QST と綿密に協議すること。
- P. 外国籍の者の入構、また、日本国籍の非居住者の入構がある場合は、入構する 2 週間前までに QST 監督員に外国人来訪者票を提出すること。
- Q. 本工事は、現場代理人を常駐させることとする。

#### イ. 工事種目別特記事項

- (ア) 冷水コイル補修工事 × 1 式  
破損した AC-101-1、-2 の冷水コイル（下段）を引出し、破損部分を工事場所で補修すること。なお、空調機外装パネル等は既設再使用とする。  
・既設空調機型式： DH-75E（新晃工業株）  
・冷水コイル仕様 × 2 台  
型式： W45 8 7×3200-DF（上段下段 1 セット） 新晃工業株製  
・入口/出口配管径： 100A/100A JIS10K 絶縁フランジ 列数： 8  
・概算質量： 425 kg/台  
・ヘッダ： 銅管（Cu）  
・主管： 銅管（Cu, t 0.5）  
・フィン： アルミニウム（AL）, アクリル系樹脂被膜, フラット型  
・コイル枠： 亜鉛メッキ鋼板（一部ステンレス）
- (イ) 配管工事 × 1 式  
冷水配管他の改修を行う。なお、改修部分以外は既設再使用とする。  
・温水配管（配管用炭素鋼鋼管（白） 65A）溶接  
・温水配管（配管用炭素鋼鋼管（白） 80A）溶接  
・ゲート弁取付費（JIS10K 65A、80A）支給品  
・配管加工費（配管用炭素鋼鋼管（白） 125A、100A）  
・保温工事（配管類： グラスウール、アルミガラスクロス仕上げ）  
（弁類： グラスウール、カー亜鉛鉄板仕上げ）  
・シートカスケット（ノアスベスト）
- (ウ) 仮設工事 × 1 式  
冷水コイル（下段）の補修、配管改修に伴う仮設工事を行う。
- (エ) 電気工事 × 1 式  
冷水コイル補修工事に伴う空調機付属配線の電気工事を行う。なお、配線他は既設再使用とする。
- (オ) 撤去、復旧工事 × 1 式

### 3. 試験・検査

#### (1) 一般事項

既設配管等を撤去する。なお、撤去品（保温材含む）は再使用とする。

##### (カ) 発生材処分

× 1 式

機器撤去に伴う発生材処分を行う。

- ア. 試験・検査はあらかじめ「試験・検査要領書」を提出し、QST 監督員の承諾を得た後、実施する。
- イ. 試験・検査要領書は法令、規格、基準等に定められた要件を満たすとともに、設計図書内容を確認出来るものとする。
- ウ. 試験・検査が完了したときは、速やかに試験・検査記録を含む「試験検査報告書」を提出する。
- エ. QST 監督員の立会の有無にかかわらず、全てのデータを整理して提出する。
- オ. 試験・検査の立会
- （ア）別途定める項目について立会試験・検査を行うものとする。
- （イ）事前に、試験・検査項目、日時及び場所などを QST 監督員に通知するものとする。
- （ウ）試験・検査に必要な機材及び労力は全て請負業者が負担するものとする。

#### (2) 試験・検査

##### ア. 工場試験・検査

なし

##### イ. 現地試験・検査

据付完了後、別紙「試験・検査区分表」に基づき、試験・検査は全て請負業者の責任において実施するものとする。

##### ウ. 試験・検査要領書及び成績書の提出

受注者は、試験・検査要領書を試験及び検査実施前に提出し QST 監督員の承諾を得ること。また、試験・検査成績書については、試験及び検査終了後速やかに提出すること。

##### エ. 竣工検査

上記検査のほか、工事請負契約に伴う工事が竣工したとき「竣工検査」を実施するものとする。

##### オ. その他

- （ア）機器の性能については、製造元の試験及び検査成績書を提出すること。
- （イ）試験及び検査に必要な機材、労力はすべて受注者の負担とし、内容等については別途協議すること。

#### (3) 試験・検査項目

別紙「試験・検査区分表」によるものとする。

# JT-60実験棟空調機AC-101冷水コイル他補修工事

## 設計図面

### 図面リスト

| 図面番号 | 図面名称         | 縮尺 |
|------|--------------|----|
| M-00 | 表紙・図面リスト     | —  |
| M-01 | 建家配置図        | —  |
| M-02 | 空調機AC-101配置図 | —  |
| M-03 | 配管図（改修前）     | —  |
| M-04 | 配管図（改修後）     | —  |

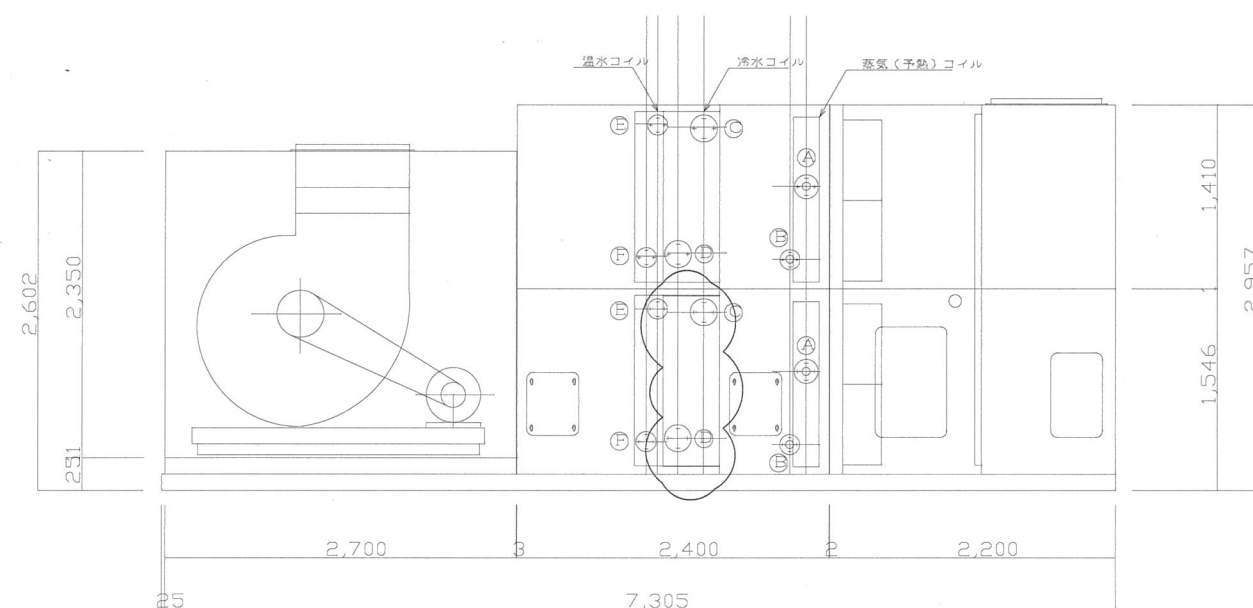
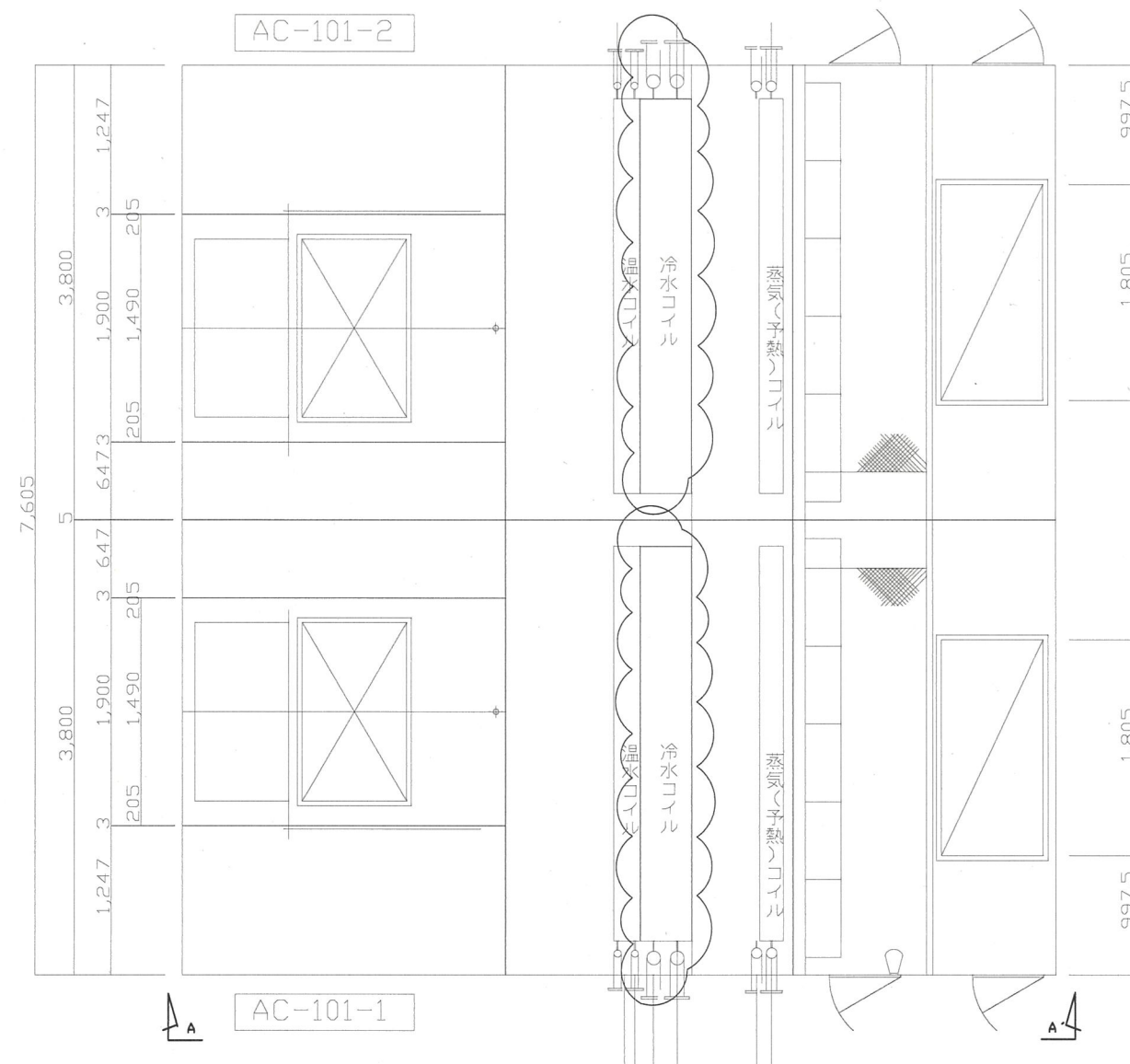
記 事



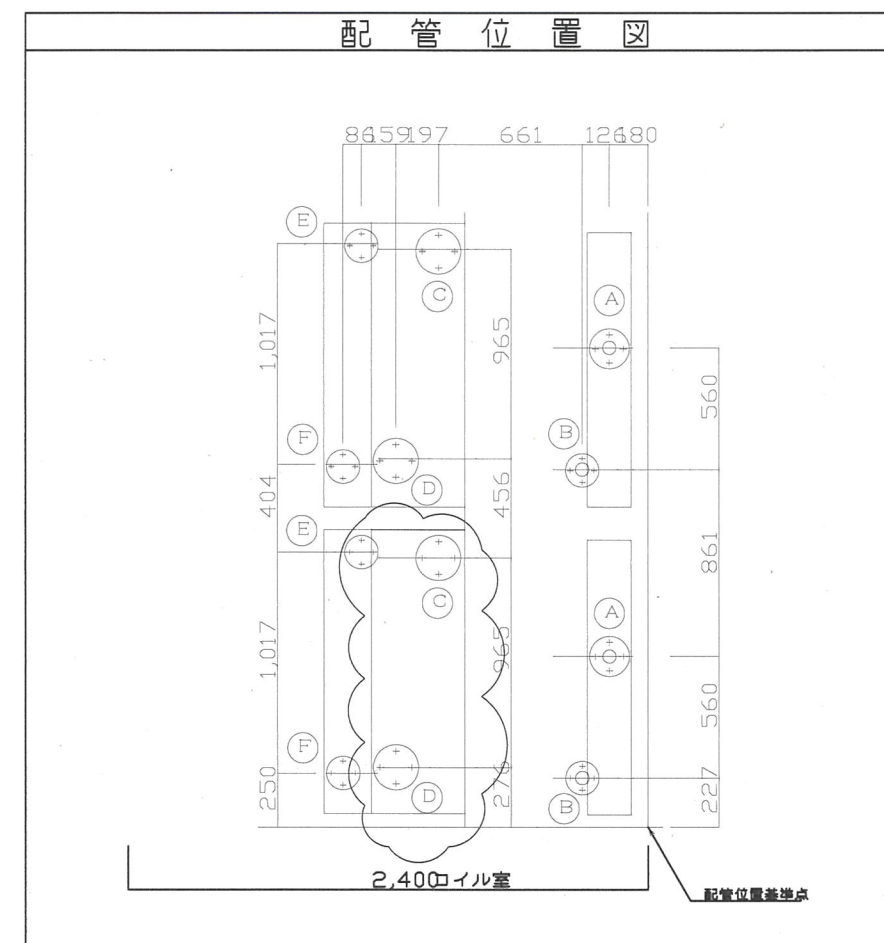
量子科学技術研究開発機構  
那珂フュージョン科学技術研究所  
管理部 工務課

|      |                             |       |        |
|------|-----------------------------|-------|--------|
| 工事名称 | JT-60実験棟空調機AC-101冷水コイル他補修工事 | 受理番号  | R8-039 |
| 図面名称 | 表紙・図面リスト                    | 設計年月日 | 令和8年9月 |
| 図面番号 | M-00                        | 承認    | 審査     |
|      |                             | 設計    |        |





A-A'矢視図(参考)

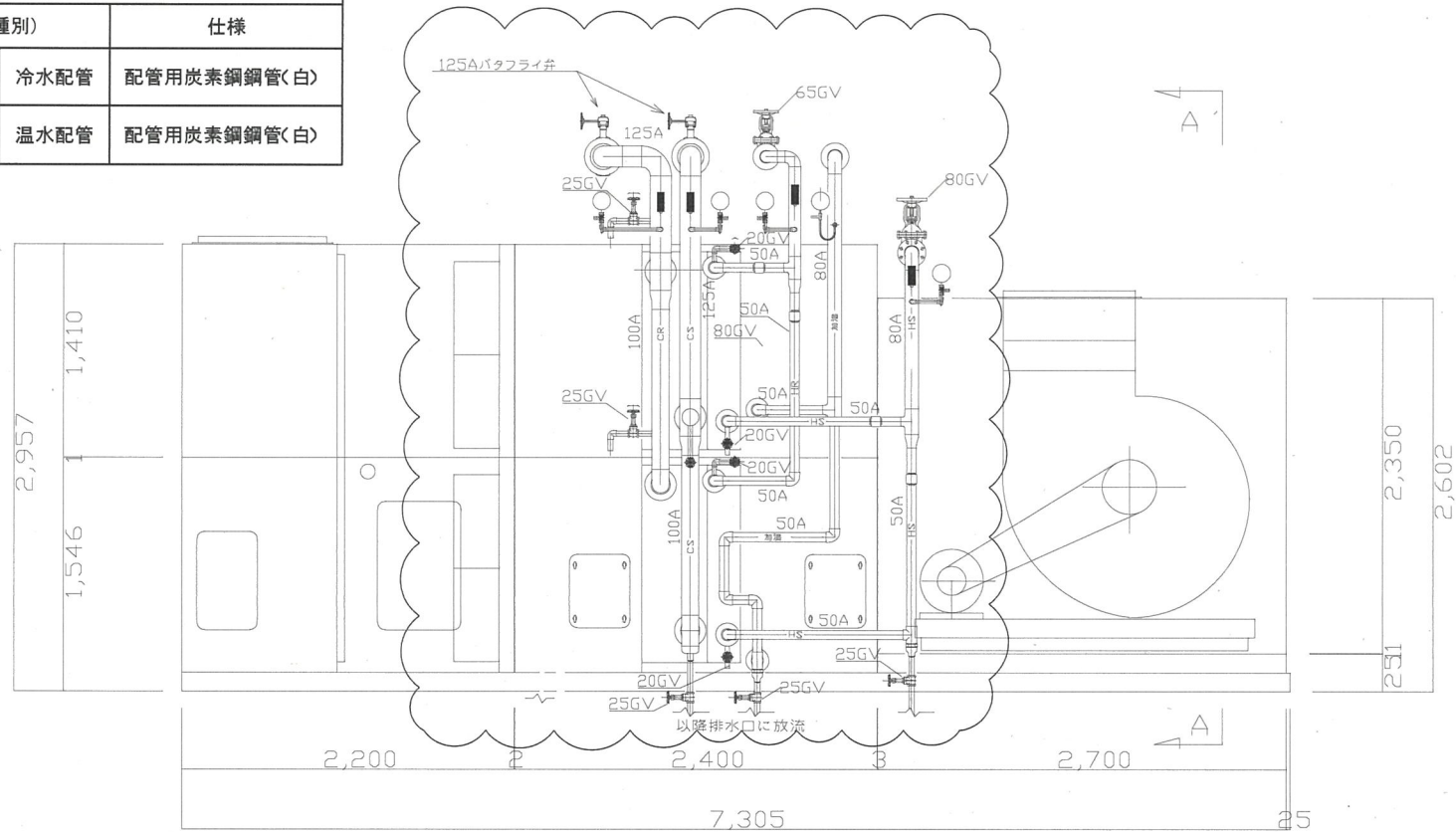


|            |      |
|------------|------|
| Ⓐ: 蒸気入口×2  | 80A  |
| Ⓑ: ドレン出口×2 | 50A  |
| Ⓒ: 冷水出口×2  | 100A |
| Ⓓ: 冷水入口×2  | 100A |
| Ⓔ: 温水出口×2  | 50A  |
| Ⓕ: 温水入口×2  | 50A  |
| Ⓖ: 蒸気加温管×2 | 40A  |
| Ⓖ: 排水口×2   | 50A  |

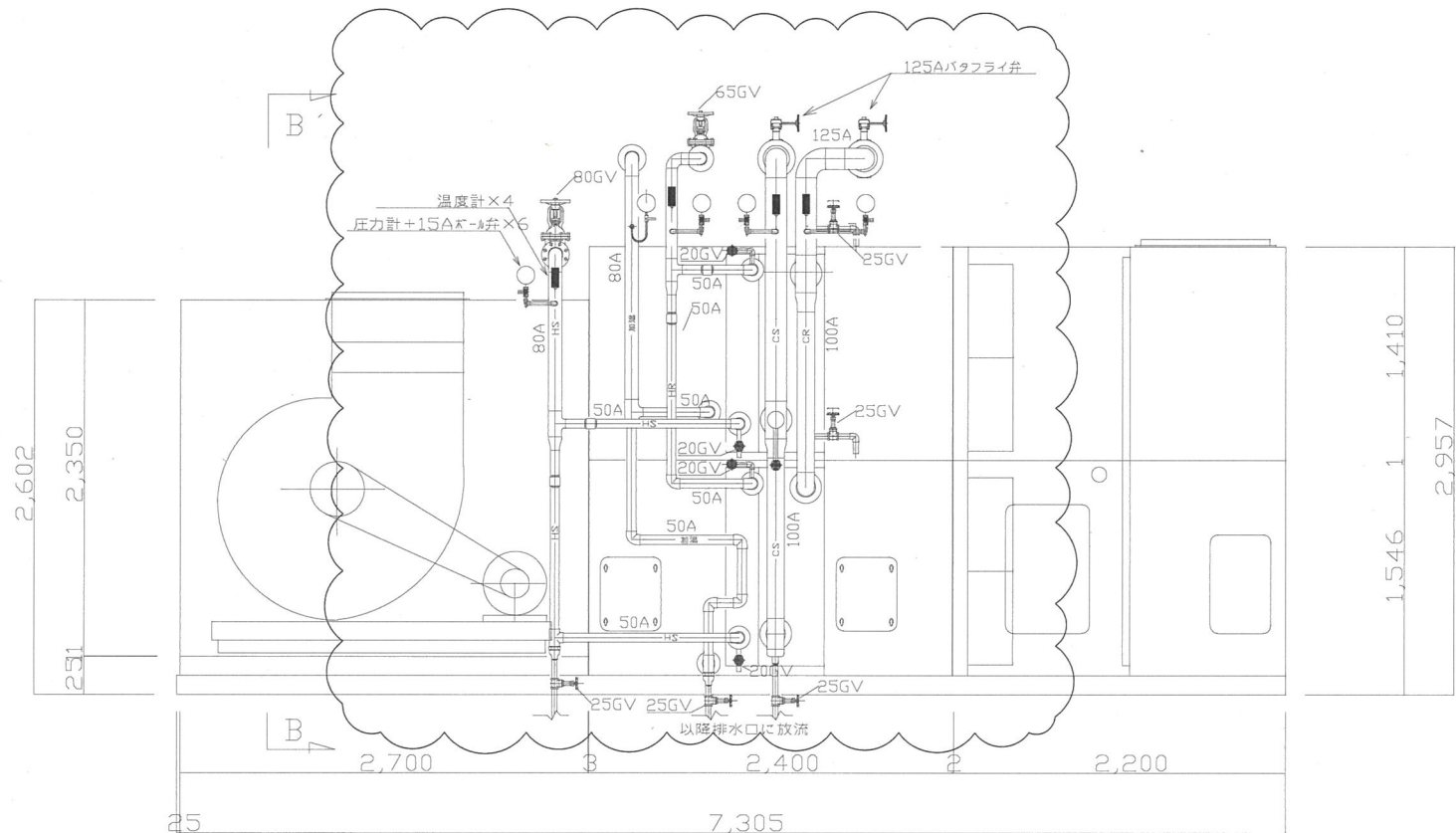
| 既設機器仕様表     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |
|-------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 記号          | 機器名称  | 仕様                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 台数      |
| AC-101-1, 2 | 空気調和機 | 型式 : DH-75E 新晃工業(株)<br>マリンランプ : 1φ110V 60W用電球付 タンブラースイッチ : パイロットランプ付                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2台      |
|             | 冷水コイル | 型式 : W45 8 7×3200-DF(上段下段1セット) 新晃工業(株)製<br>入口/出口配管径 : 100A / 100A JIS10K 絶縁フランジ 列数:8<br>全熱量 : 781,730kcal/h<br>空気入出口温度 : 入口 32.0℃ / 27.0℃ 出口 14.7℃ / 14.3℃<br>水量 : 1862.0 l/min<br>水入口/出口温度 : 5.0℃ / 12.0℃<br>蒸気圧力 : ソンシツスイトウ 3.1MAQ<br>概算質量 : 425kg/台<br>保有水量 : 171L/台<br>ヘッダ : 銅管(Cu)<br>主管 : 銅管(Cu,t 0.5)<br>フィン : アルミニウム(AL),アクリル系樹脂被膜,フラット型<br>コイル枠 : 亜鉛メッキ鋼板(一部ステンレス) | 4台/2セット |

工事範囲

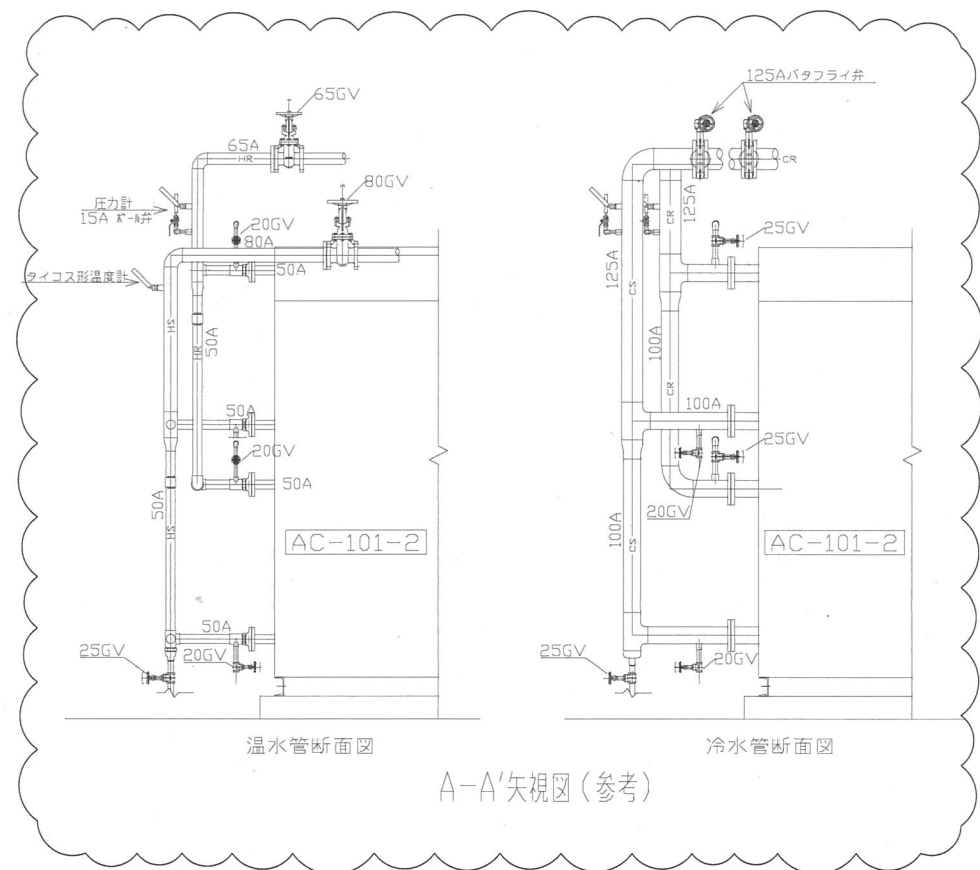
| 既設配管仕様   |   |      |             |
|----------|---|------|-------------|
| 図示記号(種別) |   | 仕様   |             |
| —CS—     | 往 | 冷水配管 | 配管用炭素鋼鋼管(白) |
| —CR—     | 還 |      |             |
| —HS—     | 往 | 温水配管 | 配管用炭素鋼鋼管(白) |
| —HR—     | 還 |      |             |



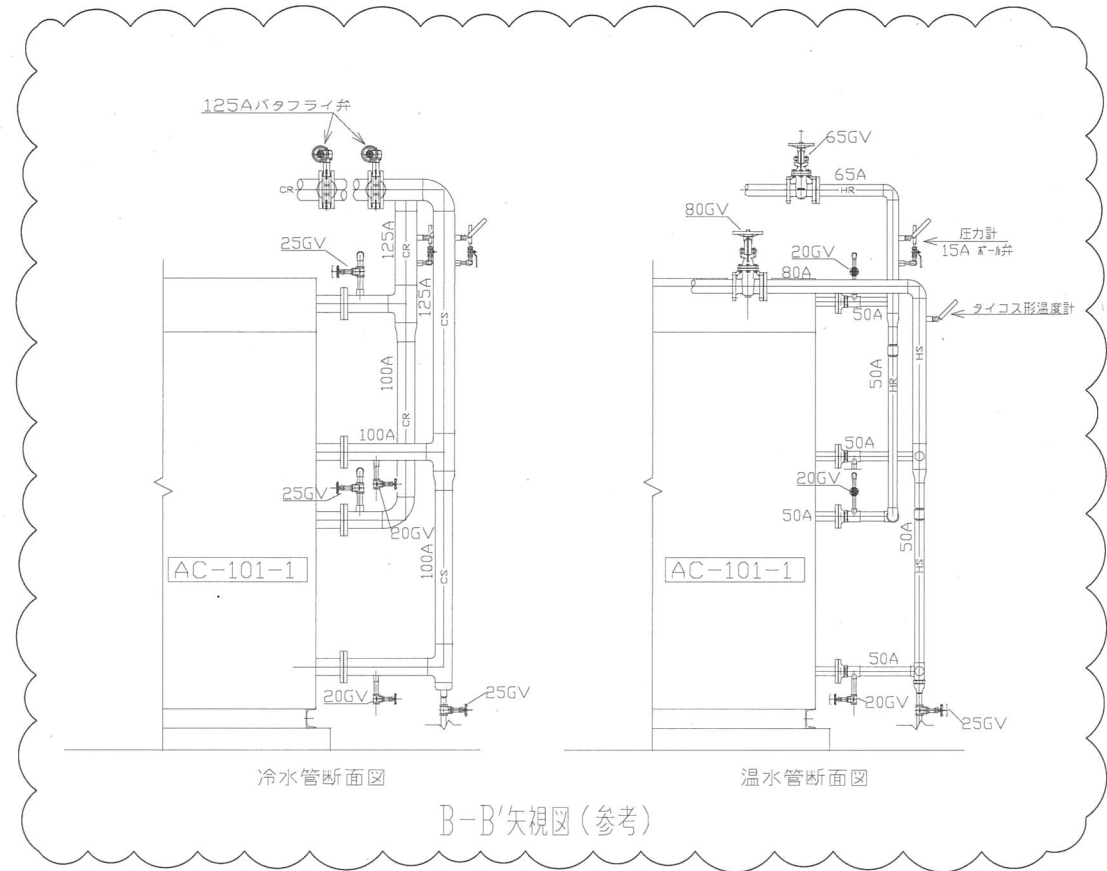
AC-101-2 断面図



AC-101-1 断面図



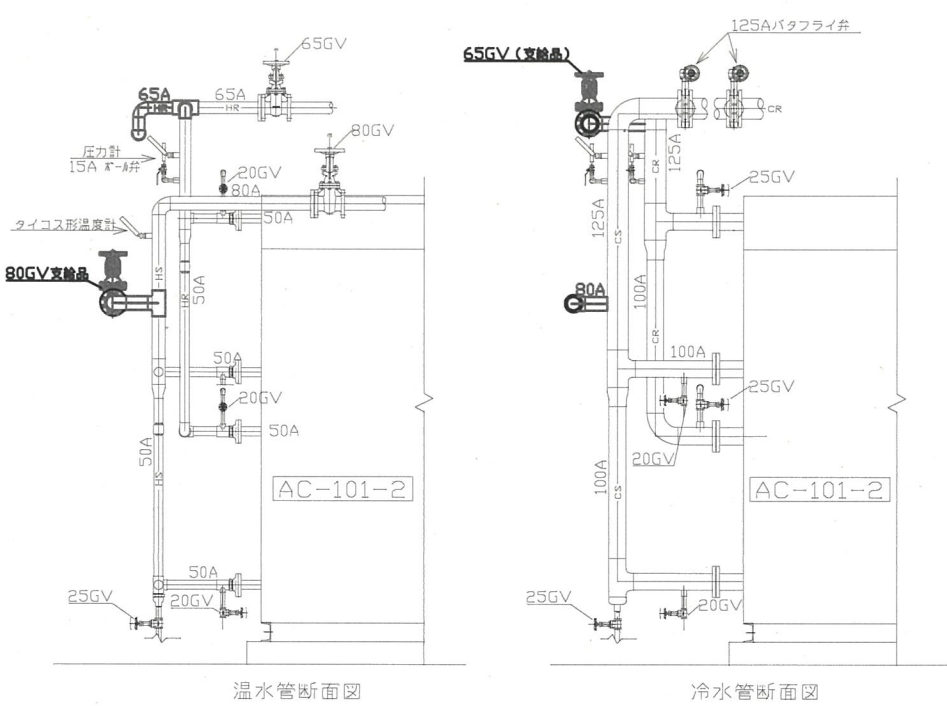
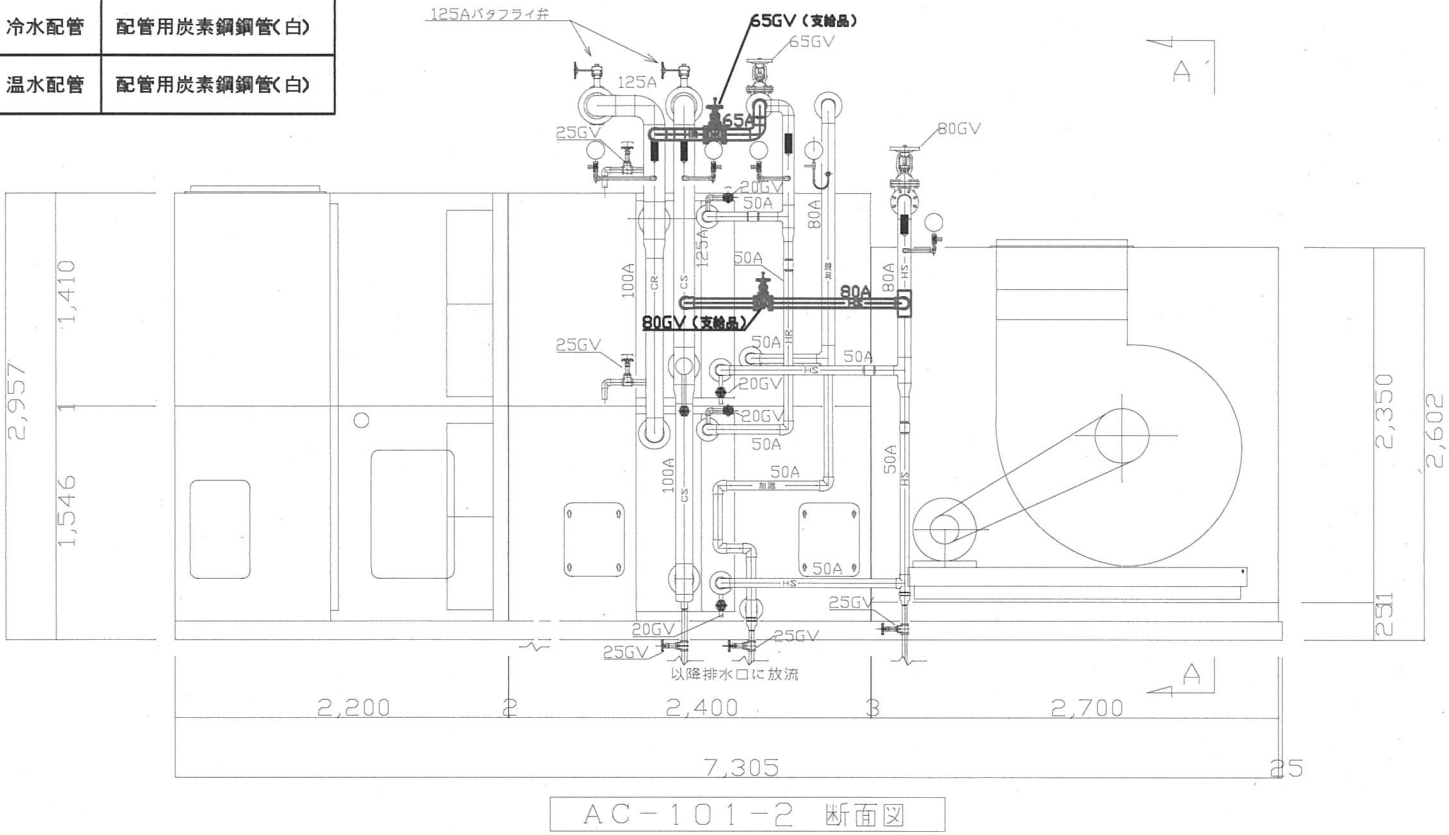
A-A'矢視図(参考)



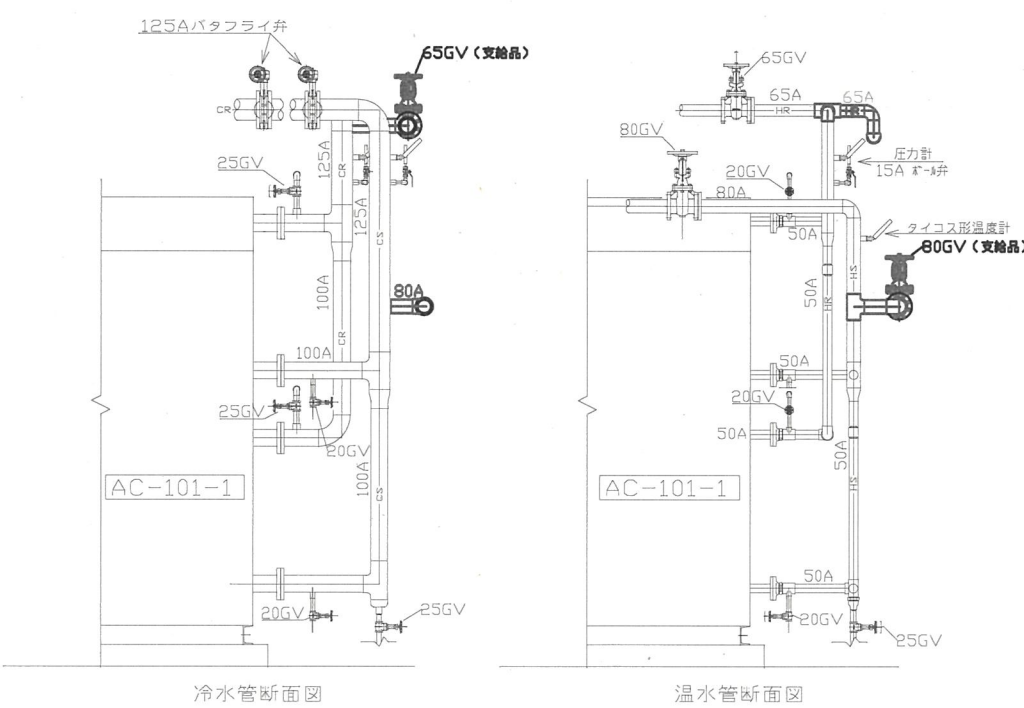
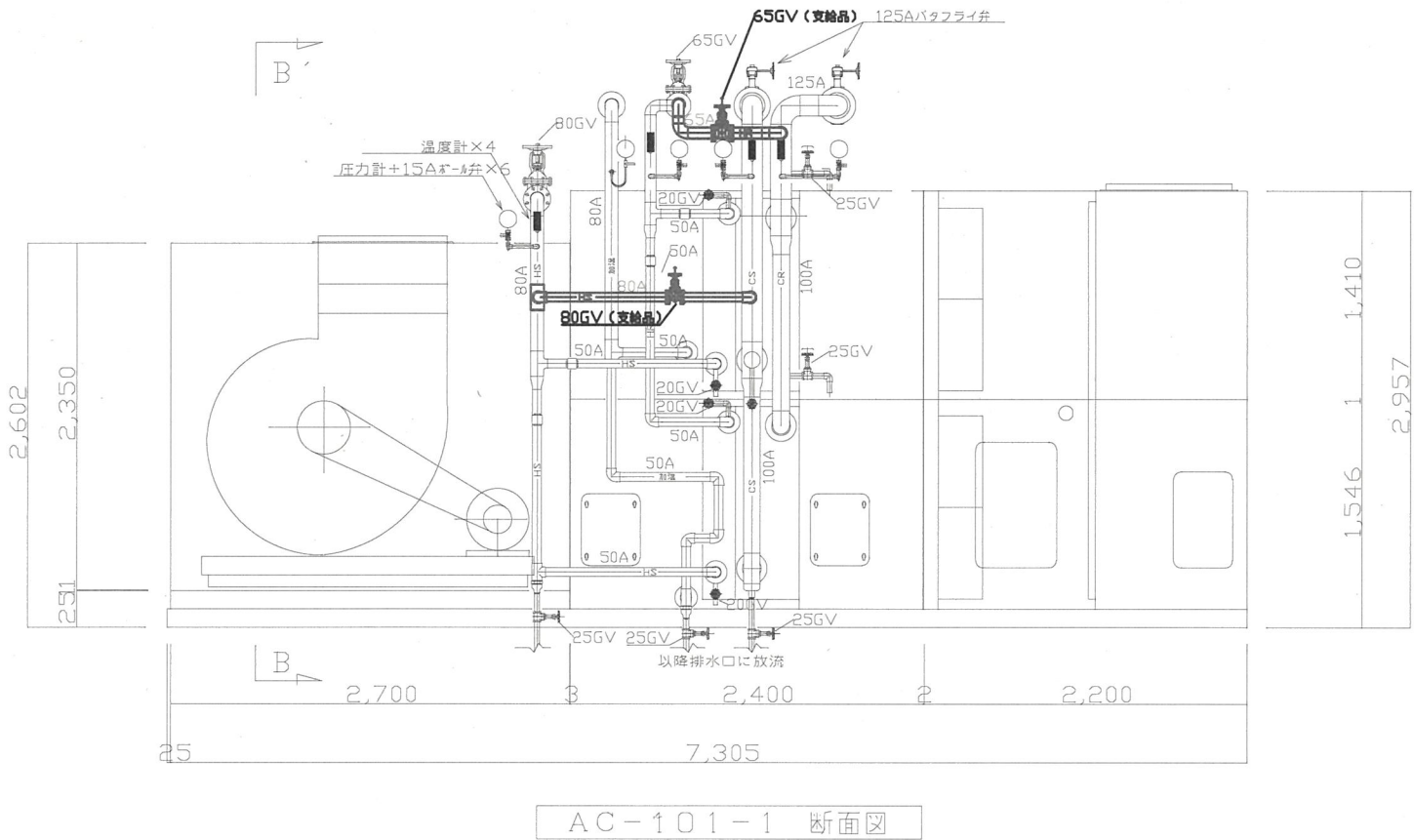
B-B'矢視図(参考)

—: 改修範囲  
: 工事範囲

| 既設配管仕様   |   |      |             |
|----------|---|------|-------------|
| 図示記号(種別) |   | 仕様   |             |
| —CS—     | 往 | 冷水配管 | 配管用炭素鋼鋼管(白) |
| —CR—     | 還 |      |             |
| —HS—     | 往 | 温水配管 | 配管用炭素鋼鋼管(白) |
| —HR—     | 還 |      |             |



A-A'矢視図(参考)



B-B'矢視図(参考)

—: 改修範囲

別紙 試験・検査区分表

| No. | 試験・検査対象項目 |         | 材<br>料<br>検<br>査 | 外<br>観<br>検<br>査 | 寸<br>法<br>検<br>査 | 耐<br>圧<br>漏<br>洩<br>検<br>査 | 満<br>水<br>試<br>験 | 通<br>水<br>試<br>験 | 作<br>動<br>試<br>験 | 性<br>能<br>試<br>験 | 浸<br>透<br>探<br>傷<br>試<br>験 | 据<br>付<br>検<br>査 | 絶<br>縁<br>抵<br>抗<br>試<br>験 | 絶<br>縁<br>耐<br>電<br>圧<br>試<br>験 | 溶<br>接<br>部<br>外<br>観<br>検<br>査 | 配<br>置<br>員<br>数<br>検<br>査 | 系<br>統<br>検<br>査 | 備<br>考 |
|-----|-----------|---------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|------------------|--------|
| 1   | 冷水コイル     | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  | ◎                |                  | ◎                          |                  |                  |                  |                  |                            | ◎                |                            |                                 |                                 |                            | ◎                |        |
| 2   | 各種配管      | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 | ◎                | ◎                |                  |                            |                  | ◎                |                  |                  |                            | ◎                |                            |                                 |                                 | ◎                          |                  |        |
| 3   | 弁         | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  | ◎                |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            | ◎                |                            |                                 |                                 | ◎                          |                  |        |
| 4   |           | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
| 5   |           | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
| 6   |           | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
| 7   |           | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
| 8   |           | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
| 9   |           | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
| 10  |           | 工場試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |
|     |           | 現地試験・検査 |                  |                  |                  |                            |                  |                  |                  |                  |                            |                  |                            |                                 |                                 |                            |                  |        |

○：施工者検査記録確認 ◎：監督職員立会検査